平成２２年（フ）第１号
静岡県駿東郡清水町久米田143番地の１
アーバンシティ弐番館315
債務者　山口　芳美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
静岡県御殿場市茱萸沢1313番地　ヴィレッジセリザワ101号、住民票上の住所静岡県御殿場市新橋260番地の７
債務者　野田　由雄
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
京都府舞鶴市字市場59番地
債務者　近藤　静子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第３号
京都府舞鶴市字市場59番地
債務者　近藤教子こと　近藤　教子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１００４３号
大阪府寝屋川市田井町13番26―301号
債務者　山口　智子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番21―108号
債務者　田中　孝行
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２９号
大阪府寝屋川市御幸東町６番６号
債務者　川ノ上まゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１３号
大阪府寝屋川市木屋元町９番24―407号
債務者　伊藤　瑠美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７号
大阪市鶴見区放出東２丁目３番６号　403、前住所大阪市鶴見区今津北３丁目６番25―505号
債務者　山本　健二
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５号
大阪府高槻市牧田町６番28―509号
債務者　中部　慎也
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２８号
大阪府東大阪市楠根３丁目12番22号　エクシードハイツＫＡＮＮＯ405号
債務者　岩倉　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３０号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番５―607号
債務者　橋本　正男
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３２号
大阪市北区大淀南１丁目２番18号　ひかり荘５号室
債務者　長谷部るみ
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３３号
大阪府吹田市南正雀１丁目18番７号　ドミール東２号棟208号室
債務者　岩﨑　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３４号
大阪市東住吉区鷹合２丁目１番25―411号
債務者　中田　晶子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３５号
大阪市東淀川区豊新４丁目25番９号　ハッピーハイム３Ｂ号
債務者　櫻井　　潔
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７号
大阪府寝屋川市池田本町４番59号
債務者　丸田　孝弘
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１号
大阪市旭区高殿２丁目16番２―204号
債務者　松本　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部